

愛ライフ重度訪問介護従業者養成研修学則

愛ライフ株式会社

(愛ライフ訪問介護センター)

愛ライフ重度訪問介護従業者養成研修学則

(開講目的)

第1条 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等の介護に従事する者が求められる利用者本位を第一義とする基本理念と専門職としての基本姿勢, 基本的な知識・技術を習得するための研修を行い、介護人材の確保と介護サービスの向上を図ることを目的とします。

(研修事業の名称及び課程)

第2条 第1条の目的を達成するため、次の研修事業（以下「研修」という。）を実施します。

- 一 名称 愛ライフ重度訪問介護従業者養成研修
- 二 研修の種類 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第538号)に基づく重度訪問介護従業者養成研修
- 三 実施課程 重度訪問介護従業者養成研修（基礎・追加課程）
- 四 研修形式 通学

(研修事業者の名称・所在地)

第3条 この研修は、次の事業者が実施します。

- 一 名称 愛ライフ株式会社
- 二 所在地 名古屋市緑区鳴丘二丁目3113番地

(定員)

第4条 研修受講者の定員は、1研修5名を上限とします。

(研修長)

第5条 本研修の長（以下「研修長」という。）は、当法人の代表取締役をもって充てます。

(研修実施期間及び実施時期等)

第6条 研修は、募集及び応募状況により、随時開講とします。

- 一 募集期間 令和 年 月 日～ 月 日まで
- 二 研修日程 別紙研修日程表のとおり
- 三 研修日数 研修日数は基礎・追加課程を並行して行うため、3日間とします。ただし、追加課程の介護サービス提供現場での実習については、対象者の状態を考慮する必要があることから、研修日の変更が生じる場合があります。

(研修実施場所)

第7条 研修を実施するために使用する会場は、次のとおりです。

- 一 名称 愛ライフ訪問介護センター 研修室
- 二 所在地 名古屋市緑区鳴丘二丁目 2808 番地

(担当講師)

第8条 研修を担当する講師は、石黒佐度美(看護師)・藤本友香(介護福祉士)・濱本奈緒美(介護福祉士)・藤本直幸(介護福祉士・社会福祉士)です。

(研修の中止又は延期)

第9条 研修長が天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は、延期の措置をとるものとします。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益とならないよう最善の措置を講じます。

(受講対象者)

第10条 研修の受講対象者は、心身ともに健康である者とする。

(受講の申し込み・受講手続き・受講料の納付等)

第11条 受講を希望する者は、当法人の指定する受講申込書に必要事項を記載の上、本人確認のための必要書類(写し)を添えて、研修前日までに持参もしくは郵送或いは Fax 等により申し込んだ者としてします。ただし、定員に達した時点で申し込みは終了します。

2 受講決定通知書を受け取った受講者は、第17条の受講料を当法人指定の銀行口座への振込み、もしくは、当法人の事務所に直接持参の方法で納付していただきます。

3 受講者には、研修の受講に当たって、所定の書類(受講誓約書、その他必要とする書類)を提出していただきます。

(研修用テキスト)

第12条 研修において使用するテキストは、当法人において作成し、重度訪問介護従業者養成研修事業所指定申請時に県知事に届け出したものを使用します。

(研修の評価)

第13条 本養成研修の修了評価は、カリキュラムの全てを履修した受講者について、担当講師において、受講態度や理解度を判断して行います。

評価は、A、B、C、D の4段階に区分して行うものとし、A、B、Cについては評価基準を満たしたのものとして修了の認定を行います。

また、Dについては、修了認定の評価基準を満たさなかったものとし、必要な再指導又は、補講等を実施した上で再評価を行うものとします。

(研修修了の認定方法)

第14条 研修修了認定については、各課程のカリキュラムを全て履修した者とし、1科目でも未履修がある者は修了認定を行いません。

(課程修了の認定)

第15条 課程の修了は研修長が認定します。全課程を修了した者については、研修長が修了を認定し、修了証書を授与します。

(補講)

第16条 第18条第1項に規定された以外の事由で講義等を欠席した場合の取り扱いは、次のとおりです。

- 一 欠席した講義は、別に時間を設け、当該講義の補講を行うことにより、修了認定とします。
- 二 当該講座の補講を行う場合は、1講義・演習につき、補講代2,000円(税込み)を別途徴収するものとします。

(受講料)

第17条 受講者が負担する費用は、次のとおりです。なお、研修開始後は、いかなる理由があっても、受講料及びテキスト代の返金はできません。

- 一 受講料は、30,000円(税込み(基礎・追加課程))とします。ただし、修了後、当社にヘルパー登録する場合、受講料は免除とします。
- 二 テキスト代は、1,000円(税込み)とします。

(休講)

第18条 疾病その他特別の事由により、研修開始後、受講することができない者は、研修長の許可を得て休講することができます。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を提出していただきます。

- 2 研修長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者に対し、休講を命ずることができます。
- 3 第1項にいう「その他特別の事由」とは次の事由をいいます。
 - 一 台風その他天災地変
 - 二 交通機関の事故・ストライキ
 - 三 親族の慶弔、その他真にやむを得ない事情

(復講)

第19条 休講期間中にその事由が消滅したときは、研修長の許可を得て、復講することができますが、履修していない講義・実習の修学を要します。その場合、第16条に基づき、補講を行います。この場合の、補講費用は徴収しません。

(出講停止等)

第 20 条 研修長は、受講者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、当該受講者の出講停止、または、退講を命じることができます。

- 一 他人に傷害、心身の苦痛又は財産上の損害を与える者
- 二 施設又は設備を破壊する者
- 三 授業その他の教育活動を妨げる者
- 四 学習意欲が著しく欠けるなど、修了の見込みがないと認められる者
- 五 その他、研修の受講を継続することが、客観的に見て不相当と認められる者
- 六 感染力の強い疾患を持っている者
- 七 受講を認めた後、反社会勢力との交際等の事実が明らかとなった者
- 八 その他この学則または、これに基づく規定に違反した者

(退講の申し出)

第 21 条 研修長は、受講者から退講の申し出があった場合、退講願を受領し、当該受講者の退講を認めるものとします。

(本人確認、個人情報取扱い等)

第 22 条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じるものとします。

一 研修の受講に際して、受講申込受付時又は研修開始日の開校式までに本人確認を行います。本人確認の方法は、以下の公的証明書等の提示、或いは提出等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講拒否又は修了の認定を行わないものとします。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票
- ② 住民基本台帳カード
- ③ 健康保険証
- ④ 運転免許証
- ⑤ パスポート
- ⑥ 年金手帳
- ⑦ 国家資格等を有する者については免許証又は登録証等

二 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて、研修実施部門と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応します。

苦情等対応部署：愛ライフ訪問介護センター受講者担当窓口

電話（052）879-5575（担当者・藤本直幸）

三 研修事業実施により知り得た受講者等の個人情報については、厳正に管理し、みだりに他人にしらせ、又は不当な目的に使用しません。

四 研修修了者の名簿は、研修終了後に、愛知県知事に提出するとともに、当法人において永久保存します。

2 受講者は、受講中に知り得た情報を、第三者に漏洩してはいけません。

(修了証明書の再交付)

第 23 条 研修修了者が修了証明書を紛失、棄損等した場合には、修了者の申し出により、再発行を行います。

(施行細則)

第 24 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定めます。

(附則)

この学則は、令和 3 年 3 月 1 日から施行します。

(附則)

この学則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行します。